**くらしの情報**

**今週の取り組み**

**■道路ふれあい月間（8月1日（月曜日）～31日（水曜日））**

**「朗らかに 『お先にどうぞ』が 言えた朝」**

(令和4年度「道路ふれあい月間」推進標語 代表標語)

**農林業災害対策資金を活用ください**

　市では、令和3年産米価下落による収入減少など、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた農林業者を対象にした、実質無利子の資金制度を設けています。生産に必要な資材購入費などの運転資金にも活用できます。

対象　新型コロナウイルス感染症の影響により、農林業経営の維持が困難となる農林業を営む個人および法人で、市が認める者

融資機関　農業協同組合

資金使途　生産に必要な資材の購買代金などに充てるための運転資金など

融資限度額　最大600万円

償還期間　最長7年以内（うち、据置期間1年以内）

貸付利率など　実質無利子（市・県・JAグループが利子助成）

申請方法　令和5年3月15日（水曜日）までに融資機関に申請

※審査時間を要する場合があります。早めに融資機関に相談してください。

問い合わせ 農林振興課農業経営担当 電話23-7090

**燃油高騰の影響を抑える施設園芸省エネ化を支援します**

　燃油価格の高騰による影響を受けにくい施設園芸への転換を図るため、園芸施設での省エネルギー化を図る機械・設備や資材の導入を支援します。

　詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

対象　石油由来の燃油などを使用する加温設備を設置している園芸施設を営み、燃油を使用する固定式加温設備により、年間1カ月以上の加温栽培を行っている農業団体や農業者

補助対象　❶ヒートポンプなど、燃油を使用しない加温設備❷施設ハウスの内張資材、外張資材の被覆資材など

補助率　❶補助対象経費の3分の2以内❷補助対象経費の2分の1以内

補助限度額　❶500万円❷100万円

申込　市ウェブサイトから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、8月31日（水曜日）まで農林振興課または各総合支所地域振興課に提出

問い合わせ 農林振興課農業経営担当 電話23-7090

**大崎市中小企業等事業復活支援給付金を支給します**

　国の「事業復活支援金」の給付決定を受けた個人事業者・中小企業などに、給付金を支給します。

対象　国の「事業復活支援金」の給付決定を受けた個人事業者・中小企業など

※詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

支給額　法人20万円、個人事業者10万円

申込　市ウェブサイトから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、10月31日（月曜日）まで産業商工課（989-6188古川七日町1-1）に郵送

※当日の消印有効です。

問い合わせ 産業商工課商工振興担当 電話23-7091

**生活困窮者自立支援金の申請受付期限が迫っています**

　新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請は、8月31日（水曜日）までです。

　該当する可能性のある人には、随時申請書を送付しています。本市へ転入などにより、申請書を受け取っていない人は連絡してください。

　詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

問い合わせ 社会福祉課生活支援担当 電話23-6012

**コロナ対策認証店の地産地消を応援します**

　飲食店などで地域食材などを使用した取り組みに最大10万円を限度に支援します。

　詳しくは、問い合わせください。

対象　みやぎ飲食店コロナ対策認証制度における認証店が仕入れた次の経費

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 対象経費 |
| 農産物 | 市内で生産されたもの |
| 畜産物 | 県内で生産されたもの |
| 加工品 | 市内で加工されたもの |

申請方法　市ウェブサイトからダウンロード、または世界農業遺産推進課（市役所東庁舎2階）、各総合支所地域振興課で配布する申請書に必要事項を記入し、令和5年2月28日（火曜日）まで、世界農業遺産推進課（989-6188古川七日町1-1）に郵送、または持参

問い合わせ 世界農業遺産推進課企画調整担当 電話23-2281

**新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省からのお知らせ**

　次に該当する場合は、労災保険給付の対象になります。

対象　❶新型コロナウイルスの感染経路が業務によることが明らかな場合❷感染経路が不明でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した可能性が高い場合❸医師、看護師や介護の業務に従事している人（業務以外で感染したことが明らかな場合を除く）など

　詳しくは、事業場を管轄する労働局・労働基準監督署に相談してください。

問い合わせ 宮城労働局労働基準部労災補償課 電話022-299-8843

**マイナンバーカードの出張申請受け付けを行います**

マイナンバーカードを申請していない人は、早めに申請しましょう。

■個人向け

日時　8月21日（日曜日）　9時30分～16時30分

場所　図書館（来楽里ホール）

対象　マイナンバーカードを初めて申請する人で、マイナンバーカードが交付されるまで転出予定がない市民

持ち物　通知カード、本人確認書類（運転免許証など顔写真付き1点と健康保険証など1点、または健康保険証など2点）、住民基本台帳カード（ある場合）

※15歳未満の人は、親権者の同行、親権者の本人確認書類および印鑑が必要です。

交付方法　申請から約1カ月後、書留または本人限定受け取り郵便で郵送

■企業・地域団体向け

　市職員が企業などに出張し、マイナンバーカードの申請受け付けを行います。

日時　平日（祝日、年末年始、3、4月の繁忙期を除く）10時～16時

対象　申請希望者がおおむね10人以上見込まれる場合（市民に限る）

申込　市ウェブサイトから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、出張受け付け実施日の約1カ月前までに市民課（989-6188 古川七日町1-1）に郵送、ファクス、Ｅメール（shimin@city.osaki.miyagi.jp）のいずれかで提出

※詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

問い合わせ 市民課住民記録担当 電話23-6079　ファクス21-1242

**国民年金保険料は口座振替で確実に納めましょう**

　国民年金保険料の納付を口座振替にすると、納め忘れの心配がありません。納め忘れがあると、将来受給する老齢基礎年金額が減額になるだけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。

　また、口座振替での前納により、保険料の割り引きを受けることができます。

　納付や割り引きなどの詳しい内容については、問い合わせください。

問い合わせ 古川年金事務所 電話23-1200

　 　　　　市民課年金担当 電話23-6079

**熱中症を防ぎましょう**

　熱中症の危険性が極めて高くなると予想される前日の夕方、または当日早朝に都道府県ごとに熱中症警戒アラートが発表されます。

　熱中症予防のため、次の行動を心がけましょう。

熱中症予防のポイント　❶昼夜を問わずエアコンや扇風機を積極的に使う❷涼しく通気性の良い服装を心がけ、外出する際は日傘や帽子を使用する❸喉が渇く前に水分補給をする（1日1.2リットルが目安）❹熱中症のリスクが高い高齢者、子どもなどの体調に気を付ける❺睡眠不足に注意し、バランスの良い食事で栄養を取る

問い合わせ 古川消防署救急係 電話24-4351